



波佐見町 景観計画

概要版





































景観計画の目的

波佐見町は、山林に囲まれた盆地でありながら、やきものの町として 400 年の歴史や、のどかな田園 風景を有しており、人が自然とともに生き、暮らしの中に歴史や文化、窯業や農業による営みが息づいて います。

窯業に関連する文化財や、中尾郷の窯業のまち並み、宿郷の酒蔵をはじめとする歴史的建造物など、歴史・文化のある資源やまち並みが多く存在し、波佐見焼という日常食器の文化を展開する産業の景観が受け継がれています。

これらの重要な景観を構成する要素を後世に残すためには、町民・事業者・行政がその魅力に気づき、協働で守り育てることが必要となります。そこで、本計画は、新たな波佐見町における総合的な景観形成を図ることを目的として策定するものとし、景観に関する町民の意向・意識を十分に理解し、町民・事業者・行政が協働で波佐見町の景観を形成していくための「波佐見町景観条例」を制定します。

波佐見町の景観構造と特性



〉 自然的景観

波佐見町の地形は、外周が山地で高く、中央が平地で低い典型的な盆地の形状をなしています。山間部には棚田や茶畑などの農地が広がっており、鬼木棚田は「日本の棚田百選」に選ばれています。平野部には、波佐見川が蛇行しつつ流れ、周囲には圃場整備が行われた水田が広がっています。波佐見川の堤防には桜が植樹され、サイクリングや散歩などのレクリエーションに活用されています。



鬼木棚田



波佐見川



田ノ頭のしだれ桜



野々川の百枚田

《 窯業の景観

今から約400年前、波佐見町村木の畑ノ原、古皿屋、山似田の3か所に連房式階段状登窯を築いたのが、波佐見焼の始まりです。

その後、町内で磁器の原料が発見され、陶石採石場の跡や、大村藩が三股に設置した皿山役所跡、全長が約170m、窯室が39室という世界最大の連房式登窯である大新登窯跡や、レンガ造りの登窯など、窯業の歴史に思いを馳せる史跡が町のあちらこちらに数多く残っています。

現在も、窯業の工場周辺では、棚板に並べられた生地や、塀や通路に塗りこめられた"ハマ"などを見ることができます。







復元中の中尾上登窯跡



陶磁器の成形後の天日干し



出展:「波佐見町観光ガイドマップ」「波佐見陶磁器工業協同組合HP」



歴史的景観

波佐見川周辺や、鬼木をはじめとした山間の棚田といった田園風景が受け継がれている中で、窯業の風景や、宿郷の旧街道沿いの宿場町として古い建造物も受け継がれており、本町の歴史的な景観として特徴を表しています。

本町で指定されている文化財は、国指定1件、国登録12件、県指定3件、町指定14件となっており、 長崎県まちづくり景観資産は、24件登録されています。







畑ノ原窯跡

稗ノ尾の眼鏡橋

旧波佐見銀行

♦ ₹

まち並み景観

まちの中心部では、県道 1 号線の沿道を中心に業務・商業施設や窯業の店舗を併設した工場などが立地しており、市街化が進んでいます。また、波佐見・有田インターチェンジから町の中心部へ向かう県道 4 号線や町道の沿道にも、窯業の工場や店舗の立地が見られます。

中尾郷では、古い建物やレンガ造りの登窯が今も残り、やきものの町としての風情を感じることができます。

宿郷には旧街道沿いの宿場町として、白壁などの古い建造物のまち並みが一部残っており、かつてのまちの風景を垣間見ることができます。



県道1号線沿いのまち並み



やきもの公園



山尾郷 松陶祭

〉眺望景観

周囲を山林に囲まれた波佐見町には、それほど標高は高くないものの、まちやまち並みを一望できる展望所が町境などに数箇所あり、そこからの美しい眺望が特徴となっています。

また、鬼木棚田展望所や中尾展望所からの眺望は、波佐見町の棚田や、陶郷の密集した家並みと、世界第二位の規模を誇る中尾上登窯跡といった、波佐見町らしい景観の魅力を感じられるスポットになっています。



中尾山観音堂から南西を眺める



野々川の茶畑から南西を眺める



金屋神社前から北を眺める



景観形成における課題

1. 波佐見町の自然景観の保全

- 自然環境の保全
- 棚田をはじめとした農地の景観保全
- 今後の工事等における自然環境や景観面、 生態系に対する配慮
- 住民参加型の取り組みによる、自然景観の 利活用の促進
- 開発行為の影響を最小限にとどめるための 事業手法や配置、形態・意匠の検討
- 大規模な建築物や工作物等の高さや形態意 匠の適切な誘導

2. 波佐見町のまち並みの保全と形成

- 多様なまち並み景観の保全と今後の開発行 為の適切な誘導
- 歴史ある重要な景観資源の復元整備等の検討
- 良好な景観を有する建造物の保全や景観形成の検討
- 空き家や空き地、空き店舗の利活用の検討
- 新たな商業施設や業務系施設の開発行為等について周辺環境の調和に配慮した誘導

3. 景観形成に向けた町民意識の醸成

- 良好な景観を町民・事業者・行政が一体となって維持・保全していく意識づくり
- 魅力あるまちづくりや地域の活性化につながる取り組みの推進
- 公共空間のデザインの質的向上
- 農業や窯業を継続できる住環境、コミュニティづくり

良好な景観形成に関する方針

本計画では町全域(面積 56.00km²)を一般景観計画区域として設定するものとします。



基本理念

やきものと農業の営みを未来につなぐ景観づくり

歴史ある波佐見焼と棚田や茶畑などの生業の風景を活かした 波佐見らしい景観まちづくり



基本方針

◆方針1:波佐見の景観を 知り、考える

町民をはじめとして、波佐見町の景観形成に関わる全ての関係者が波佐見町の景観の良さを知り、景観についてそれぞれが考えることが必要です。そこで、景観づくりの初期段階として、多くの町民や事業者が主体的に参画できる様々な取り組みを実践し、景観に関する関心や意識を高めていくための素地をつくります。

◆方針2:波佐見の景観を デザインする

町民が誇りに思う「波佐見らしい」景観を未来に伝えながら、住みやすさとともに新たな波佐見の景観をデザインすることが必要です。

波佐見焼のデザインやブランド化と同じように、町民や事業者とともに、波佐見の景観デザインを検討 する仕組みづくりについて取り組みます。

◆方針3:波佐見の景観を 売り込む

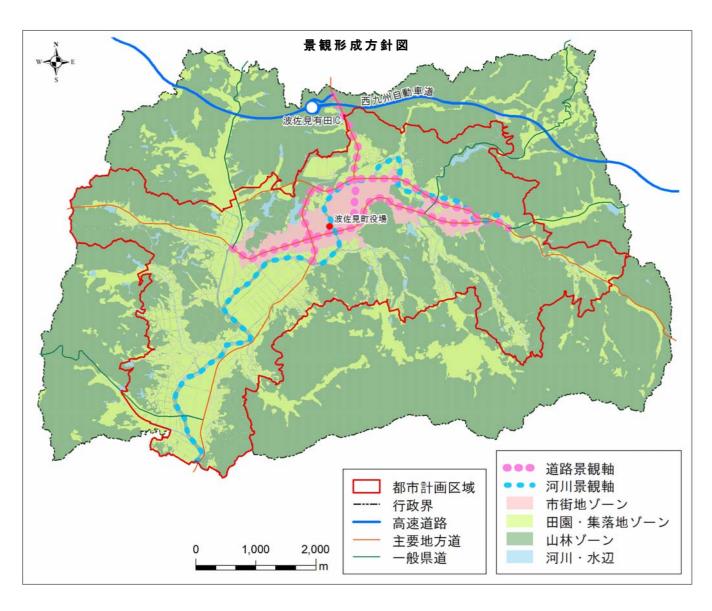
波佐見町においては、伝統的に受け継いできた魅力ある景観が数多く存在し、波佐見焼とともに、波佐見の景観についても広く PR することで、定住促進や観光交流人口の増加を図る必要があります。

一方で、平野部の主要幹線道沿いなどにおいて、商業施設や業務系施設の立地による新しいまち並みが 形成されています。また、近年の再生可能エネルギーへの転換という流れによって、メガソーラー発電施 設など、再生エネルギー施設の設置などが想定されます。良好な景観が阻害されることの無いような景観 形成基準を定めます。

◆方針4:波佐見の景観を **堪能する**

景観を守り、つくり、育て、楽しむことが重要であり、景観づくりによる地域の活性化や定住促進、また観光振興といった将来ビジョンに向かって取り組むことで、波佐見の景観をより多くの人々が味わうことができます。

町民・事業者・行政が協働で景観づくりを楽しみながら取り組むことで、新しい波佐見町のつながりを 生み出し、良好な景観が保全されていきます。こうした流れをまちづくりへと繋げていくことを、景観づ くりの目標として掲げます。



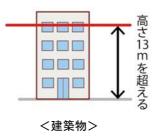


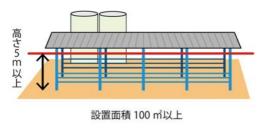
対象となる行為		対象規模		
1	建築物の建築等(※1)	高さが 13m (都市計画区域外は 10m) を超える建築物、又は延べ面積が 1,000 ㎡を超える建築物		
2	塔状工作物類·遊戯施設類(※ 2)	高さが 10m 以上のもの(ただし、電柱を除く)		
工作	製造施設·貯蔵施設·処理施設·自動車車庫等(※2)	高さが 10m以上のもの、又は築造面積 1,000 ㎡以上のもの		
物の	垣、柵、塀類	高さが3m以上のもの		
の建設等	農業用施設等	高さが 5m以上のもの、又は設置面積 100 ㎡以上のもの(ただし、施設園芸用ハウスを除く)		
*	橋梁・高架道路類	延長 20m以上のもの		
1	太陽光発電*パネル等	パネル面の面積が 100 ㎡以上のもの(ただし、戸建て住宅上 部に設置するものを除く)		
3	開発行為	面積が 1,000 ㎡ (都市計画区域外は 3,000 ㎡) 以上の土地		
_	土地の開墾及びその他の土地の 形状の変更	の区画形質の変更及びこれに伴う施設の整備に関する行為		
5	土石の採取、木竹の伐採	面積が 3,000 ㎡以上のもの		
	屋外における土石、廃棄物、再 生資源、その他の物件の堆積	堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 1,000 ㎡以上、又は堆積の高さ5m以上のもの(堆積期間 90 日を超えて継続するもの)		
74	特定照明	届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の 観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物 又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若し くは移設又は色彩等の照明方法の変更		
8	その他	波佐見町景観審議会の意見を聞いたうえで、景観形成に支障を 及ぼす恐れがあると町長が認める行為		

(※1)外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更については、外観変更に係る見附面積の合計が全体見附面積の1/2 以上のもの。 増築を行った結果、対象規模に達するものについては届出が必要。

(※2) 建築基準法第88条第1項、第2項その他の工作物

(煙突/鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など/携帯電話のアンテナなど/広告塔、広告板、装飾塔、記念 塔など/高架水槽、サイロ、物見塔など/擁壁/昇降機、ウォーターシュート、コースターなど/メリーゴーラ ウンド、観覧車、飛行塔など/製造施設(アスファルト、石油、ガス、穀物、飼料など)/自動車車庫の用に供 する立体的な収納施設など/貯蔵施設(飼料、肥料、セメントなど)/汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設)



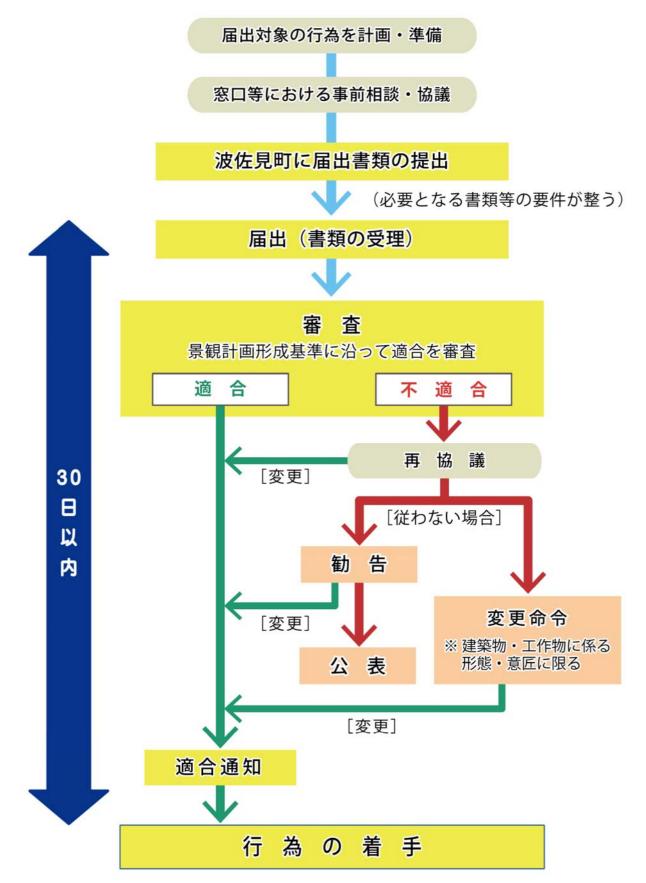




<特定照明>

届出の流れ

景観法に基づく届出の流れは、以下のとおりです。 国又は地方公共団体が行う行為については、「届出」に代わり「通知」が必要です。

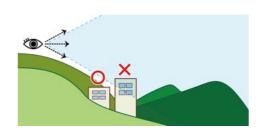


一般景観計画区域における景観形成基準

í	行為		行為の制限(景観形成基準)
①建築物の建設等	■主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのなように努める。 ■周囲のまち並みや自然等との調和に配慮した高さと ※ただし、公益性の高い建築(学校等の教育施設や 設等)や、当該建築物が良好な景観を形成するた		■周囲のまち並みや自然等との調和に配慮した高さとする。 ※ただし、公益性の高い建築(学校等の教育施設や病院老人ホームなどの医療関係施設等)や、当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周辺の自然環境を背景とした景観に調和するように工夫されたと町長が認める場合はこの
	意匠•素材		■背景となる山の稜線等、周辺の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのものを避ける。・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。
	色彩	外壁	 ■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ※ただし、上記以外の色彩をアクセント色として着色する場合は各見附面積の1/10以下とすること。
		屋根	 ■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度6以下・Y(黄)系の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度4以下・その他の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度2以下・N(無彩色)においては、明度2以上5以下
	緑 化		■敷地面積に対して緑地率で 5%以上又は緑被率で 10%以上の緑化を行うものとする。 ※ただし、工場立地法による特例団地の認定を受けているものはこの限りではない。 ※屋上緑化、壁面緑化は対象とはならない。
	設備		■エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。

【配置・高さ】

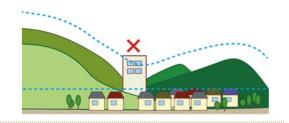
■主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置



展望台などの高台から見下ろした場合に、 眺望の妨げとならないよう配慮しましょう。 また、見上げた場合に山の稜線を越えない ように配慮しましょう。

■周囲のまちなみや自然等との調和に配慮した高さ

集落内の建築物等や丘陵の稜線等から突出して高くならないように配慮します。



【意匠•素材】

■背景となる山の稜線等、周辺の自然景観に与える影響を軽減するため、過度なデザインは避ける



外壁の色彩や屋根の形状を周辺の建物と合わせることで、周辺の景観に与える影響を軽減することができます。

■外壁に落ち着いた素材を使用する

木や石材などの自然素材や、瓦や漆喰などの昔から使われている素材を積極的に使用しましょう。

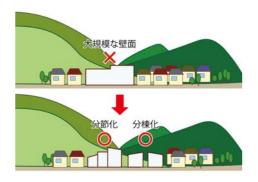
サイディングやコンクリートを使用する場合には、周辺の景観と馴染むよう自然素材に近い質感に仕上げるよう心がけましょう。

無塗装の金属板やミラーガラスなど反射や光 沢のある素材は、目立ちやすく周辺の自然景観と 馴染みにくいため、大きな面積での使用や、高層 部分での使用は控えましょう。



文化の陶・四季舎

■大規模な壁面が生じる場合



長大な壁面とならないよう、分節化または分棟にすることで、背景となる自然やまち並みに与える影響を軽減することができます。

また、高層の建物となる場合でも、上層階だけ を後退させる等の分節化により、圧迫感を軽減す ることができます。

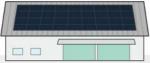
^	
•	

í	 亍為	行為の制限(景観形成基準)	
②工作物の建設等	配置・高さ	 ■主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。 ■周囲のまち並みや自然等との調和に配慮した高さとする。 ■行為地が山林の近傍の場合は、その稜線を乱さないように配慮する。 ■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園、展望所などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。 	
	意匠•素材	インのものを避ける。	
₽ 	色彩	 ■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 	
3関	開発行為		
	■擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。■開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行る。		
		う。	
4 ±	地の開	墾及びその他の土地の形状の変更	
		■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。	
⑤ ±	石の採	取、木竹の伐採	
		 ■土石の採取地が、道路などの公共空間から見えないように遮蔽する(隠す)などの工夫をする。 ■周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し、検討する。 ■石為終了後は、その周辺景観が自収に維持できるように植材等の緑化を禁じる。 	
□ ■行為終了後は、その周辺景観が良好に維持できるように植林等の緑化を講じる。 □ ⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積			
	ミクトにのう	しゃへい	
■ 堆積物が道路などの公共空間から見えないように遮蔽する(隠す)などの工夫をする。			
⑦特定照明			
⑧その他■周囲のまち並みや自然等との調和に配慮する。			
		■回四ツみン単グで日奈寺にり高台に思想する。	

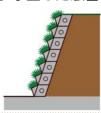
■太陽光パネルを設置する場合

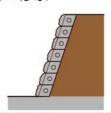
周辺の風景との調和に配慮し、公共空間から目立たないよう配置などを工夫しましょう。建築物の屋根に設置する場合は、パネルの色を光沢のない黒や、濃い灰色で目地が目立たないものにしましょう。





■開発行為により生じた法面等の修景

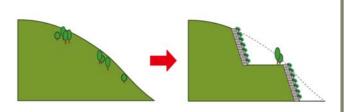




長大なものは避け、圧迫感のないよう工夫 しましょう。擁壁を設置する際は、石材等の 自然素材を用いるようにしましょう。擁壁や 法面の周辺はできるだけ緑化しましょう。

■土地の開墾及びその他の土地の形状の変更

土地の開墾等により法面が生じてしまう場合は、周辺景観との調和に配慮することが必要です。法面ができるだけ、行為前の地形に沿った形状となるよう、細かく分節を行い、緩やかな勾配となるよう心がけましょう。また、法面にはできるだけ緑化を行い、修景しましょう。



■土石の採取、木竹の伐採



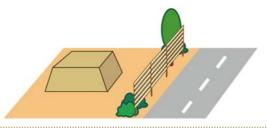


樹種、樹齢、樹形、機能等の価値がある樹木は、できる限り保存に努めましょう。伐採対象とする場合には、移植を計画しましょう。

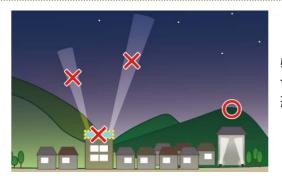
公共空間から見える場合は、囲いを設けたり植栽するなどして、景観への影響を軽減しましょう。

■屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

堆積物を隠す際は、十分な高さをとること を心がけましょう。ただし、公共空間からみ て圧迫感を与えないよう、堆積するものはで きるだけ高さを抑え、整理しておきましょう。



■特定照明



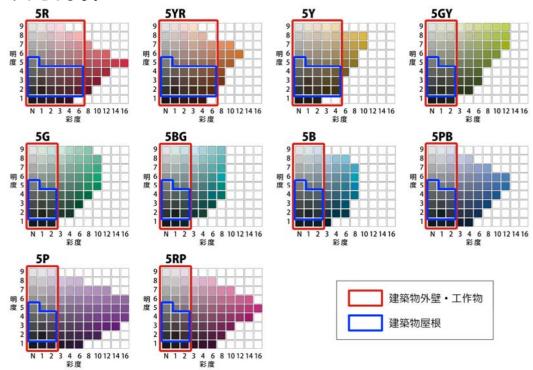
照明は安全性や効率性を確保したうえで、 必要最小限となるようにしましょう。 照明の 色彩にも配慮し、落ちついた夜間景観を乱す 恐れのあるものは使用しないように心がけま しょう。



■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避けましょう。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とします。

	N (無彩色)	R、YR(赤、橙)	Y (黄)	その他の色彩
建築物外壁	全て使用可	彩度6以下	彩度4以下	彩度2以下
建築物屋根	明度2以上5以下	明度2以上4以下	明度2以上4以下	明度2以上4以下
连架初座依	明度と以上の以下	かつ彩度6以下 かつ彩度4以下	かつ彩度2以下	
工作物	全て使用可	彩度6以下	彩度4以下	彩度2以下

※ただし、建築物外壁については、上記以外の色彩をアクセント色として着色する場合は各見附面積の 1/10 以下とします。



● 色の客観的な捉え方

■色彩の客観的な捉え方=マンセル表色系

色彩の捉え方として、国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」があり、JIS(日本工業規格)などでも採用されています。

■色の数値化

 マンセル値	正確な色を表現するために、色の三属性(色相、明度、彩度)を記号と数値で表したも
マンビル値	の。
	色の種類で、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)の基本5色とその中間色
色相	(黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP))の10色相が
	ある。それぞれの色相を10等分しているので、1~10まで番号をつけて表現する。
明度	色の明るさを表す数値で、光を100%反射する白を10、100%吸収する黒を0と
明反	し、通常の場合その間に9段階設けて表現する。(数字が大きいほど白に近く、明るい。)
彩度	色の鮮やかさを表す数値で、無彩色(白、グレー、黒)を0、色味が増すに従い14程
杉反	度(色相により相違)で表現する。

重点景観計画区域 (案)



〉宿郷

- ○江戸時代に「波佐 見往還」街道筋の 宿場町として栄 え、史跡が多く残 存する
- ○国の登録有形文化 財と長崎県まちづ くり景観資産に登 録されている



西ノ原

- ○昭和初期の製陶所 の工場や住宅が残 存する
- ○残存する建物を再 利用した店舗があ り、観光客が多数 訪れる



旧波佐見町立中央小学校 講堂兼公会堂



◆ 鬼木棚田

- ○「日本の棚田百選」 に選ばれる
- 〇長崎県まちづくり 景観資産に登録
- ○「鬼木棚田まつり」 の開催により観光 客が多数訪れる



鬼木棚田

〉陶郷中尾山

- ○17世紀中ごろ以 降窯業が継続され ている
- ○窯業に関する遺産 が多く残存する
- ○「桜陶祭」「秋陶め ぐり」の開催によ り観光客が多数訪 れる



中尾郷のまち並み

景観形成のための実現化方策

波佐見町の良好な景観形成を進めていくためには、町民・事業者・町の役割を明らかにし、それぞれ自主 的な取り組みとともに、連携や協働により景観形成を進める必要があります。

◆ 町民・事業者・町の役割

①町民の役割

- 一人一人の参加と継続的な活動が良好な景観の創出につながります。
- 主体的、積極的に、地域への愛着をもって景観づくりに関わることが求められます。
- 町などが実施する景観形成に関する施策に、積極的に参加、協力します。

②事業者の役割

- 事業者が管理する建築物等や事業活動が、景観に影響を与えることを認識し、地域における 景観形成に貢献し、また、地域の活動への参加、支援に努めます。
- 町などが実施する景観形成に関する施策に、積極的に参加、協力します。

③町の役割

- 景観形成に関する施策を総合的に策定し、計画的に実施します。
- 景観形成に関する町民・事業者等への意識の啓発及び知識の普及を図るよう努めます。
- 公共施設等の整備を行う際は、良好な景観形成に努め、先導的な役割を担います。
- 良好な景観形成に関する施策の策定及び実施にあたり、町民、事業者等の意見を反映するために必要な措置を講ずるよう努めます。
- 景観形成に関する取り組みへの支援や、情報提供を積極的に行います。

◆〉推進方策

- ① 景観資産の保全と活用・PR等による地域活性化
- ② 農村景観の保全
- ③ 住民参加による景観保全と形成、地域住民による景観形成への支援
- ④ 特徴ある景観の保全
- ⑤ 公共施設の景観デザインのルール検討

推進体制

